

## IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方

平成12年9月18日

郵政省 電気通信局

電気通信事業部 事業政策課 御中

近畿コンピュータサービス株式会社

代表取締役 松井 喜久夫

弊社は、平成8年3月から兵庫県北中部及び京都府北部地域の42市町（人口約60万人、姫路市人口や鳥取全県人口とほぼ同じ）を対象に、地域プロバイダーとして約12,000余りの地域住民・企業・学校・地元行政機関・医療機関・各種商工観光団体等を利用者としてダイヤルアップ接続、専用線接続、レンタルサーバー、イントラネット構築サービス等の各種インターネットサービスを提供しており、市場占有率も大手ISPを遙かに凌ぐものを有しています。

しかし、地方の情報インフラ整備が大きく叫ばれながらも、開業時から今日まで、地域情報インフラ整備に対して国・府県・地元行政機関・公的商工機関等からは一切の協力を得ることは無く、むしろ、地元行政機関などは旧態依然とした「付き合い」の中で、「多額の補助金」を使って地域情報化を推進し、弊社のようなベンチャー企業に対して非常に排他的です。

こうした背景の中であっても、大手に負けない地域インターネットインフラ整備（地域内のNTT専用線設備、DA1500ライン、ISDN1500回線の増強、現在準備中のATMメガリンク交換機設置等は、弊社がそのリスクを負いながらNTTと交渉して整備できたもの）ができたのも多くの地域住民・企業からの弊社に対する大きな期待と協力があつたと考えます。

国策として、国民の利益につながる情報ネットワークを構築されることは非常に有意義なことであると歓迎しますが、私どもがマスコミ等で知る限りにおいては、雲の上のような議論ばかりがなされているように感じずにはおれません。

地方で生まれ育ち、そこで人生を真つ当する者にとって、地域が主体性を持った地域経済の活性化、地域生活文化の向上、地域情報教育の格差是正、地域情報化を担う地域情報産業育成等、地方の国民にとって真の利益につながる地域情報ネットワークの在り方を議論していただきたく、意見を提出する次第です。

なお、この意見は、早期低額定額地域高速インターネット情報ネットワークを望む弊社サービス利用者数万人の声として受け止めていただきたく存じます。

### 1. 地域ISP産業育成補助金制度の創設

都市部 I S P との格差の無い専用線使用料の実現、及び民間活力を生かした地域内高速インターネット情報網を早期に構築するために、地域 I S P が使う第 1 種通信事業者専用線の使用料に対して助成を行う制度です。

地域 I S P が上位 I S P と接続する場合、都市部 I S P と比較して専用線使用料が非常に高く、専用線料の卸制度の無い状態もあって、上位 I S P と高速接続を行うのは経営規模や資金調達の関係上、非常に難しい。また、弊社のように一定の地域内で高速地域インターネット情報網を構築している場合、アクセスポイント間の高速化を図るには、相応の専用線料が必要であり、I S P 経営に大きく押し掛かり、また、地域国民に対するインターネット利用コストを押し上げています。

こうした問題は、地域情報化の将来に大きく支障を及ぼすものであり、問題の解決にあたっては、地域 I S P 或いは専用線サービス提供通信事業者に対して、都市部との料金格差が出ないように、地域 I S P 若しくは専用線サービス提供通信事業者に対して、その差額分を助成していただきたく存じます。

1 例を挙げれば、この度の N T T のフレッツ・I S D N を使った 2 4 時間接続サービスの場合、相互接続点 ( P O I ) が基本的に都道府県に 1 箇所ということなので、弊社の場合だと、神戸まで D A 1 5 0 0 なりで迎えに行かないとサービスが提供できません。

これにかかる月額専用線料約 6 0 万円、神戸市内の I S P だと月額 2 0 万円以下、この差額約 4 0 万円。仮に、接続できるだけの資金調達ができたとしても、同一県民でありながら都市部と地方ではフレッツ・I S D N 利用コストに不公平さが生じます。

さらに、D A 1 5 0 0 ( 或いは A T M メガリンク。A T M のほうが安いが殆どの地域で利用不可、仮に使えるようになったとしても N T T からいろいろと条件が出される。 ) を引く力の無い地域 I S P には、国民が求める定額インターネット接続サービスの提供ができず、暗に「潰れなさい」と言われているようなものであり、地域国民にとっても地域 I S P 利用の選択肢が閉ざされ、地域 I S P と一体になった情報化による地域活性化事業等ができなくなります。

今後、N T T はラスト 1 マイルのインターネットインフラ整備を進めるとのことですが、いくら整備されたとしても弱小地域 I S P に多額の専用線料を負担しなければならないインフラ整備は地域情報産業の育成や雇用創出なんて考えられず、地域住民と一体になった情報化による地域活性化は単なる掛け声に聞こえます。

道路でも、国道・都道府県道・市町村道があるように、インターネット情報網にもそうしたものが必要であり、その整備・構築には地域 I S P など地元通信事業者があたり、それにかかる費用は、市町村道と同じように国や都道府県及びその恩恵を受ける市町村が負担します。

こうした制度は、民間活力を生かすだけでなく、早期に、しかも低コストで、その上、地域情報産業育成と雇用創出の環境を作りながら、地域の特性を生かした高速地域インターネット情報網が構築できるメリットがあります。

## 2．補助金のあり方と電気通信事業法の平等な施行

弊社の近くでも、多額の補助金と大きな借財のもとに行政によるCATV事業が幾つか進められているが、その補助金のあり方と、電気通信事業法の施行に疑問を感じずにはおれません。

昨年、大阪電気通信管理局から行政のCATV事業者が行うインターネット接続サービスであっても、第1種電気通信事業者の免許が必要であると聞いたが、今年になると、有線放送を行っておれば、一定の条件（地域内電話、ラジオ再放送）を満たせば、第1種通信事業者の免許はいらないということを知りました。

地方の情報化は、確かに地元行政機関主導のもとに、多額の補助金を使って行うこともある程度やむを得ないと考えますが、地域情報産業の育成や地域経済の活性化を考えない行政主導の地域情報ネットワークの構築は、CATVで都市部の情報を山谷の奥まで浸透させ、さらに、インターネットまでもが都市部の情報を山谷の奥まで浸透させることになり、これはもう地域経済の発展では無く、地域経済の衰退、地域文化の滅亡、地域情報教育の格差の拡大をもたらすだけと言っても過言ではないと思います。

実際、弊社で24時間のネットワークトラフィックから考察すると、「入り」を100とした場合、「出」は僅か20%以下になっています。

地域経済の低迷と、高齢化、少子化、過疎化社会のなかで、追い討ちをかけるように多くの量販店の進出は、もはや、地域企業の多くは、その存続が非常に難しくなっています。

地域情報化を地域起こしの起爆剤にするためには、行政に甘い免許の与え方やバラマキ補助金のあり方をチェックする窓口を設けていただき、ありきたりの有識者の委員会では無く、そこで生活する地元住民や企業の意見が反映される官民産学が一体になった地域情報ネットワークが促進されるシステム作りをお願いします。

弊社地域でも行政が進めるCATV事業入札では談合疑惑が新聞で取り上げられ、また郵政省補助事業でも談合疑惑が上がりました。こうした問題は、今後も増加すると考えます。このような不正疑惑があった場合、国として専門的知識・技術を有する人たちによるチェック体制機関作りが必要と感じます。

## 3．秩序ある業界発展のための通信行政と規制緩和

現在の日本の情報通信業界ほど、無秩序・無節制な業界もめずらしいと思います。

NTTコミュニケーションズは国民の税金で造った設備を分割の際に分けてもらった上に、OCNサービス利用者獲得にはNTT社員をフル動員。日本テレコムなど第2電電系通信会社は、電話事業を行うためにNTTと通信回線接続を行いましたが、それを使ってすき放題のインターネット接続サービス。

第1種通信事業者と第2種通信事業者が行っているインターネットサービスは、競争以前の問題。片方は卸価格、もう一方は小売価格（しかも定価）に営業経費を上乗せしての

販売。

さらにパソコンメーカーと一体となったサービスの販売。行政指導も無ければ、公正取引委員会も野放し状態。

現在の日本には、地域 I S P や地域情報産業を育てる土壌なんて何処にも見あたりません。

土木建築業界のように、企業規模（工事規模）に合わせた入札制度があるように、通信業界にあってもこうした一定の枠組みが是が非とも必要と痛感します。

大手通信事業者は大手通信事業間で、大手 I S P は大手 I S P 間で、地域 I S P は地域 I S P 間で適正かつ公正な競争ができる土壌作りこそが、国民の利益につながる健全な地域情報ネットワークの構築が可能になると考えます。

また、地域情報インフラ整備には多額の資金を必要としますが、その資金調達には非常に厳しいものがあります。こうしたものについても、税制面上の優遇、資金調達の緩和、インフラ整備に対する補助金制度の創設が必要です。

低速インフラなら大手 I S P でもできますが、地域の情報発信ともなると、それ相応の高速情報インフラの整備が必要になります。規制緩和が進めば都市での競争激化に伴って大手通信事業者の情報インフラ整備から地方が切り捨てられる恐れを感じます。

こうした切り捨て論が浮上して来ても、対応できるよう特定の地域に限って、第 1 種と同等の内容の通信事業ができるような「特定地域通信事業者制度」を新設していただきたく存じます。

これは、N T T などの第 1 種通信事業者が有する交換設備や電柱の使用を、特定の地域に限って大幅に規制を緩和して、地域内情報網を整備・構築するもので、これを専用に事業にあたる地元通信事業者を特定地域通信事業者として認定し、そのエリア内に限ってはいろいろな通信事業を営むことができるようにするシステムです。

資金の調達には、その構築されたネットワークを担保として、金融機関からの融資、或いは国やその恩恵を受ける地域住民の都道府県・市町村等が協力するものとします。

地域経済の形態、地域の就業形態、就学形態で複数の都道府県や市町村にまたがる情報サービスを提供する場合、現在の縦割りの行政システムではなじまない弊社のような通信事業者の場合、この制度によって行政の協力を得ながら地域の特性を生かした地域情報ネットワークの構築が容易にできるようになり、こうした民間地域ネットワークと行政ネットワーク、教育ネットワークと地域 I X 化することで、地域住民のいろいろなニーズに合った情報サービスが提供でき、また、災害時にも対処できる中域地域情報ネットワークのスムーズな構築を可能にします。

F T H や C A T V も結構ですが、地域の小さな情報化を早急に整備しながら、全国くまなく高速情報ネットワークを構築することこそが地域の発展を促し、外国との競争力をつけることにつながると考えます。